

【令和5年度つどい交付金実績報告について】

今年度におきましても、市からの活動自粛要請及び延期要請を行っていないため、申請時の条件とは変わらず基準の緩和は行いません。

万が一、天災等によりやむを得ない事情による開催中止となり条件の規定を満たさなかった場合は、3月29日（金）までに速やかに長寿福祉課へご連絡ください。

【令和6年度つどい交付金申請について】

●交付条件……年12回以上の活動計画をたて、計画の中に下記の講座をいれる

- ・健康講話1回
- ・介護予防教室（運動）1回
- ・介護予防教室（栄養、口腔、薬、音楽のうちいずれか**2つ**）2回

	回数	金額
基本額	年12回～23回 開催	6万円/年
加算	加算Ⅰ 年24回以上 開催	6万円/年
	加算Ⅱ 年3回～5回子どもと一緒に活動	3万円/年
	加算Ⅲ 年6回以上子どもと一緒に活動	6万円/年

←令和5年度からの追加

※加算Ⅱ・Ⅲの子どもの人数は、全体の参加者の3分の1程度ですが、満たなくても考慮します。
地区の子ども施設（学童保育、保育園等）や町内の子ども会に呼びかけるなど、ご検討ください。

○参考：交付金のパターン

	内訳	交付金上限
基本	年12～23回 開催予定	60,000円
加算あり	年12～23回の開催予定で その内、子ども共生3～5回	90,000円
	年24回以上 開催予定	120,000円
	年12～23回の開催予定で その内、子ども共生6回以上あり	120,000円
	年24回以上開催予定で その内、子ども共生3～5回	150,000円
	年24回以上 開催予定で その内、子ども共生6回以上あり	180,000円

※赤色のところは、令和5年度からの追加です。